

県関係機関からの質問等及び事業者の回答

番号	区分	ページ	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答要旨
1	4-2-1 2)水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	69	水大気環境課	表4-2-1-47 ・「水源の分布状況」各市町村の水源の数について、水道水源であるのか明記がなく、また、水道水源としても箇所数がゼロということはない。各市町村に照会するなど、調査精度を高めるべきである。	・準備書に向け、予測、評価に入る前に市町村誌を含めた水資源関連の文献、資料を収集し整理します。
2	4-2-1 5)動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	76～83	文化財・生涯学習課	5)-(1)アウの重要な動物及び天然記念物としての生息状況、生息環境について ・リストから漏れている国の天然記念物や県の天然記念物があります。別添資料により表4-2-1-61～64を補足してください。また市町村が種で指定している天然記念物について、各自治体誌等により調査してください。	・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定でおります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。
3	4-2-1 5)	77	自然保護課	表4-2-1-61 「長野県版レッドデータブック動物編」に掲載種で、本表に記載されていない種、ミズラモグラ、ホンシュウカヤネズミ、ホンドモモンガ等があるので確認の上追記されたし。	・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定でおります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。
4	4-2-1 5)	79	自然保護課	表4-2-1-62 表4-2-1-61と同様に、イヌワシ、クマタカ、オオタカ等、があるので確認の上追記されたし。 ブッポウソウ、ヤイロチョウについても近隣で繁殖しているため配慮されたし。	・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定でおります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。
5	4-2-1 5)	81	自然保護課	表4-2-1-63 同様にヒダサンショウウオ等、爬虫類イシガメ等があるので確認の上追記されたし。	・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定でおります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。
6	4-2-1 5)	82	自然保護課	表4-2-1-64 上記同様にハマズズ等があるので確認の上追記されたし。	・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定でおります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。

番号	区分	ページ	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答要旨
7	4-2-1 5)	83	自然保護課	魚類の記述は昆虫類の前が適当。 メダカ、スナヤツメ等について確認の上、追記されたし。	・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定でおります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。
8	4-2-1 5)	84 85	自然保護課	「長野県版レッドデータブック植物編」に掲載種は、長野県の記述となっているが、対象地域の希少種について、併せて記述されたい。	・準備書に向けては、市町村誌などの資料による既存文献調査結果も踏まえ、現地調査を実施する予定でおります。なお、既存文献によるリストについては、第6回技術委員会において報告します。
9	4-2-1 6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	91～92	文化財・生涯学習課	自然景観について ・自然景観資源名の中に、微地形や極微地形などの表現があるが、この表現の違いによって保護方法等に違いがあるのでしょうか。	既存資料では、自然景観資源名を分類するに当たり、大地形、中地形、小地形、微地形、極微地形の5つに分け、それぞれに該当する類型毎に名称をつけています。その名称を自然景観資源名として記載しており、その名称がどの分類に該当しているかを括弧書きで記載しているものです。また保護方法に違いはありません。
10	4-2-1 6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	92	文化財・生涯学習課	河川景観について ・今回示されてる事業対象区域内ではありませんが、区域内の周辺という点からは、飯田市に名勝天竜峡があります。周辺というのがどの程度のものか明確でないため、周辺についての考え方を教えていただきたいと思えます。	・本方法書において、史勝天然記念物の文献調査は、対象事業実施区域に存在する国、県及び市町村の史勝天然記念物を対象としています。
11	4-2-2 2) 土地利用の状況	99	砂防課	・方法書案への指摘事項とした、地すべり防止区域の森林づくり推進課、農地整備課が所管する分の計上については、今回の方法書の記述及び表に反映されていますか。 ・方法書案への意見に対する対応・見解に、今後引き続き情報を整理する予定である旨記載されていますが、どのような情報が整理済みで、どのような情報を今後整理するのか明確にされたい。	・方法書に関する県との事前調整において、当該ご意見を頂きましたが、地すべり防止地区は、建設部砂防課が所管する数量のみとしております。準備書においては、建設部砂防課に加えて、森林づくり推進課、農地整備課が所管する数量を加えて記載します。
12	4-2-2 6) 法令等指定地域、規制内容その他の状況	110～ 111	文化財・生涯学習課	指定等文化財について ・表4-2-2-18では具体的な埋蔵文化財包蔵地が不明です。市町村の遺跡地図によって、対象事業実施区域にある周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲と内容を把握してください。	・準備書段階において、市町村の遺跡地図等より対象事業実施区域にある周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲と内容を把握することとします。

番号	区分	ページ	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答要旨
13	5-1 大気環境	119	飯田建設事務所	騒音・振動について ・資材運搬等の車両の運行 『既存の道路交通などを配慮しつつ、道路管理者との協議を行い必要に応じて別途専用の資材・残土運搬路の検討を行う』を追加されたい。	・準備書段階において、記載内容を検討します。
14	5-6 環境への負荷	124	廃棄物対策課	・事業の実施に伴い大量の木くず（伐採木、伐根等）が発生されると見込まれる場合は、木くずの有効利用、適正保管について配慮してください。 また、その際には「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に定める木くず、木くずチップの使用基準、保管基準を遵守してください。	・大量の木くず（伐採木、伐根等）が発生すると見込まれる場合は、有効利用に努めるとともに、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」を遵守し対処します。 ・準備書段階において、記載内容を検討します。
15	5-6 環境への負荷	124	飯田建設事務所	建設発生土について ・建設発生土の処理について『今回ルートではトンネル部分が大半で多量の発生がみられる』との表記を追加すべき。	・準備書段階において、記載内容を検討します。
16	6-4 一般からの意見の概要と事業者の見解	182	文化財・生涯学習課	・事業者の見解として、工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合は協議を行うといったものでありますが、その前に事業箇所及びその周辺に周知の埋蔵文化財がある場合は、県及び市町村教育委員会と協議を行い届け出等の対応をすることになります。	・事業箇所及びその周辺に周知の埋蔵文化財がある場合は、県及び市町村教育委員会と協議を行い届け出等の対応を行います。
17	7-1 環境影響評価の項目の選定	197～202	文化財・生涯学習課	・表7-1-1 想定される影響の要因のうち、工事の実施段階における影響要因として、「残土（廃棄物）の処理」という項目がありません。残土場所の指定等文化財（埋蔵文化財包蔵地を含む）への影響も考慮する必要があります。 表7-1-2 環境影響評価項目によると、工事の実施段階における文化財への影響評価は考慮されていないようです。建設機械の稼働、車両の運行、切土工事又は既存の工作物の除去及び工事施工ヤード及び工事用道路の設置の各項目と上記の残土場所について、文化財への影響を評価すべきだと考えます。また、土地又は工作物の存在及び供用段階については、「鉄道施設の供用」や「列車の走行（地下を走行する場合を除く）」の文化財（特に天然記念物）への影響を評価する必要があります。	・「残土（廃棄物）の処理」については、環境影響評価の段階で残土処分地等を絞り込むことが難しいため選定しておりません。残土処分地は事前に調査検討を行い文化財を含む周辺環境への影響をできる限り回避、低減するように対処します。なお、残土処分地については、県や関係市町村の協力を得て選定していくことを考えています。 ・工事の実施段階での文化財への影響につきましては、工事施工ヤード等の改変面積を可能な限り小さくすること等の配慮を行うことから、周辺環境への影響は小さいと考えております。なお、鉄道施設の存在による影響については、調査、予測・評価を行います。 ・鉄道施設の存在及び供用や列車の走行による天然記念物への影響については、今後専門家の助言等を受け、必要に応じて調査を行い影響の程度を確認していくことを考えています。

番号	区分	ページ	提出機関	県関係機関からの質問等	事業者の回答要旨
18	7-1 環境影響評価の項目の選定	197～	自然保護課	<p>① 残土処理の運搬先での、残土の搬入による影響※について、評価対象に加えられたい。(残土置場、処理場は、湿地帯、湿原、沢地等希少種の生息等が候補とされることが多いため) ※ 残土運搬時のダンプの通行、掘削、降場の騒音等による猛禽類等への影響を含む。</p> <p>② 調査段階の作業(ボーリング等、その設置に係る資材搬入路・架線等の仮設を含む)についても環境への負荷軽減に配慮されたい。</p> <p>③ 土砂の運搬や、工事の建設資材の搬入に伴い外来植物を移動させる危険性についても考慮されたい。</p>	<p>①残土処理の運搬先での、残土の搬入による影響については、環境影響評価の段階で土捨場の場所等を絞り込むことが難しいため選定しておりません。、残土処分地は事前に調査検討を行い周辺環境への影響をできる限り回避、低減するように対処します。なお、工事用車両に伴う動物等への影響については、専門家の助言等を受け、影響の程度を確認していくことを考えています。</p> <p>②調査においては、周辺への環境に配慮して行っていく予定です。</p> <p>③工事計画の具体化にあたっては、外来種の移入の可能性にも配慮して検討していきます。</p>
19	7-1 環境影響評価の項目の選定	198～	水大気環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質の項目 NO2、SPMだけであるのは疑問。 SO2、CO、PM2.5はなぜ考慮しなくてよいのか。 ・方法書案の段階でSO2、COは、近年の自動車排出ガス規制や燃料規制等の発生源対策により全ての自排局で環境基準を満足していることを評価項目に選定しない理由の一つに挙げていたが、「周辺環境が環境基準を達成している」ことは、事業による影響を検討しない理由にはなり得ない。「当該環境項目に関する現況と事業によって発生する負荷の程度を考慮してもなお、変化する状況や与える影響が極めて軽微であること」が明らかであることが評価項目としない判断基準ではないか。 ・微小粒子状物質については予測評価を行う項目としないことについて、事業による当該項目へ与える影響の程度が軽微と考える根拠を含めて明示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目としない判断基準は、方法書に関する県との事前調整において頂いたご意見の通り、「当該環境項目に関する現況と事業によって発生する負荷の程度を考慮してもなお、変化する状況や与える影響が極めて軽微であること」です。 ・SO2、COについては、国土交通省令においても「参考項目」に選定されていないこと、大気への負荷が大きいと考えられる道路事業においても「参考項目」に選定されていないことから、本事業においても選定しておりません。 ・微小粒子物質についても、「参考項目」に選定されていないこと、現段階で予測手法が確立されていないことから評価項目として選定しておりません。